

中札内村女性職員の活躍のための計画

～特定事業主行動計画～

令和6年3月

中 札 内 村
中 札 内 村 議 会
中札内村選挙管理委員会
中札内村代表監査委員
中札内村公平委員会
中札内村農業委員会
中札内村教育委員会

I 行動計画の目的

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の成立を受け、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できるよう、女性の活躍推進策を計画的かつ着実に実行するため、本行動計画を策定する。

II 行動計画の期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とする。

III 行動計画の推進体制

- (1) 本計画を効果的に推進するため『中札内村特定事業主行動計画策定推進委員会』を組織し、実施状況を把握し、必要に応じて対策や計画の見直し等を図る。
- (2) 職員に対する制度周知や情報提供、女性の活躍推進についての相談窓口は総務課総務グループが担当する。

IV 行動計画の具体的な内容

1 女性職員の採用・育成に関する事項

(1) 採用時の配慮

推進項目 1	適正な男女比率の維持
実施内容	退職者の状況等を踏まえ、男女どちらかに偏ることがないようバランスを考慮した採用を行う。

推進項目 2	採用試験への配慮
実施内容	募集段階で女性志望者の拡大につながる広報活動に取り組むとともに、採用試験の面接官に女性職員の配置を行う。

(2) キャリア形成の支援

推進項目 3	研修機会の確保
実施内容	将来の管理職候補者を育成するため、女性職員向けの外部研修の情報提供を行い、積極的な参加を促す。

2 勤務環境の整備に関する事項

次世代育成対策支援推進法に基づく特定事業主行動計画と共通する部分が多いことから、同一の目標を設定し、効果的に取り組みを進める。

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

推進項目 1	母性保護等に係る特別休暇制度や労働基準法の制度の周知徹底
実施内容	母性保護及び母性健康管理の観点から特別休暇制度や労働基準法の制度についての認識を高める。
関係する制度	特別休暇の種類（概要） ① 不妊治療休暇 1 歴年につき 5 日（当該通院等が体外受精及び顕微授精にかかる不妊治療である場合にあっては、10 日）の範囲内の期間 ② 妊娠中又は出産後の女性職員の健康診査等 妊娠中又は出産後 1 年以内の女性職員が、母子保健法第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受ける場合に、請求に基づき認められる休暇。 ③ 妊娠中の通勤緩和の休暇

	<p>妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合、1日につき1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</p> <p>④ 産前産後休暇 産前休暇にあつては出産予定日から逆算して8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前から、産後休暇にあつては出産日の翌日から8週間とされている。</p> <p>⑤ 育児の休暇 職員が生後1年に達しない子を育てる場合に、請求に基づき、原則として、1日2回各60分以内認められる特別休暇であつて、男性職員の取得も可能である。ただし、配偶者が同様の休暇等を取得している場合は、その時間を差し引くものとする。</p> <p>労働基準法の制度の種類（概要）</p> <p>① 危険有害業務の就業制限（労働基準法第64条の3） 妊娠中又は産後1年を経過しない女性職員を、重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所における業務その他これらの女性職員の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。また、これらの業務のうち、女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務について、女性職員を就かせてはならない。</p> <p>② 深夜勤務及び時間外勤務の制限（労働基準法第66条） 妊娠中又は産後1年を経過しない女性職員が請求した場合にあつては、1週間につき40時間、1日につき8時間を超えて労働させてはならない。また、これらの女性職員が請求した場合にあつては、時間外労働や休日労働及び深夜業をさせてはならない。</p>
--	---

推進項目2	母性保護等に向けた業務の軽減
実施内容	職員の健康や安全に配慮し、妊娠中又は出産後1年を経過していない女性職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるよう、業務分担の見直しを行う。

推進項目 3 出産費用の給付等の経済的支援措置に係る周知徹底	
実施内容	出産費用の給付その他出産に伴う給付又は育児休業期間中の給付についての周知徹底を図る。
関係する制度	出産時 ① 出産費（共済組合から給付） ② 共済掛金の免除～産前産後休暇期間 育児中 ① 育児休業手当金（共済組合から給付） ～子が1歳になるまで ② 共済掛金の免除～育児休業期間 ③ 児童手当～中学生まで

(2) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

推進項目 4 配偶者出産休暇の取得促進	
実施内容	出産後の配偶者をサポートするために、「配偶者出産休暇」の取得を促進する。
関係する制度	出産に係る特別休暇（概要） 妻の出産に係る入退院や出産時の付き添い等のために、3日まで認められる特別休暇。
目標値	対象者全員取得（100%）

推進項目 5 父親の育児参加休暇の取得促進	
実施内容	配偶者の産前産後の期間における男性職員の育児参加のための「育児参加休暇」の取得を促進する。
関係する制度	父親の育児参加のための特別休暇（概要） 妻が出産する場合に産前産後休暇と同期間において、当該出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合に5日まで取得可能。
目標値	対象者全員取得（100%）

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

推進項目 6 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業制度の周知徹底	
実施内容	育児休業、育児短時間勤務及び部分休業について、その取得には周囲の職員の理解が必要なことから、その制度の周知徹底を図ることにより、女性職員はもとより男性職員が当該制度を活用しやすい雰囲気醸成する。
関係する制度	① 育児休業（3歳に達する日まで） ② 育児短時間勤務（小学校就学の始期に達するまで）

	<p>週 1 9 時間 2 5 分～ 2 4 時間 3 5 分の範囲で定める勤務形態</p> <p>③ 部分休業（小学校就学の始期に達するまで）</p> <p>1 日最大 2 時間、勤務時間の一部について勤務しないことができる制度</p>
--	---

推進項目 7	育児休業等の取得促進
実施内容	育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の制度の理解を促し、特に男性職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の利用の促進を図る。
目標値	育児休業、育児短時間勤務及び部分休業を希望する職員の全員取得

推進項目 8	育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援
実施内容	所属長は、育児休業中の職員に対して、業務関連の情報を必要に応じ提供するとともに、職場復帰時において必要な知識の習得ができるよう研修等の参加機会を確保する。

推進項目 9	育児休業等を取得した職員の代替要員の確保
実施内容	課内の人員配置等によって、育児休業等を取得しようとする職員の業務を代替することが困難であるときは、臨時的任用職員を配置するなど適切な代替要員を確保する。また、今後任期付職員の導入について検討する。

推進項目 1 0	子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組
実施内容	<p>子育てを行う女性職員の活躍推進と仕事と生活の調和推進に向けた取り組みを行う。</p> <p>① 育児休業を取得する女性職員等に対するキャリア形成を支援する。</p> <p>② 女性職員の相談に乗り助言するメンター制度の導入を検討する。</p> <p>③ 機関の長等による女性職員への多様な職務機会の付与や育児などの状況に配慮した人事運営を行う。</p>

(4) 時間外勤務の縮減

推進項目 1 1	小学校就学前の子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限制度の周知徹底
実施内容	小学校就学前の子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る制度を周知し、認識を高める。

関係する制度	<p>育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限（概要）</p> <p>① 深夜業務の制限 小学校就学の始期に達するまでの子のいる職員が、当該子を養育するため請求した場合について、深夜における勤務が制限される。</p> <p>② 時間外勤務の制限 小学校就学の始期に達するまでの子のいる職員が、当該子を養育するために請求した場合、時間外勤務の制限開始日から起算して1月において24時間、1年において150時間を超えて時間外勤務をさせない。</p>
--------	--

推進項目 1 2	一斉定時退庁日制度の徹底
実施内容	現行の「ノー残業デー（毎週水・金曜日）」を継続し、職員の健康管理への配慮や人件費の抑制を図るとともに、子どものかかわりの時間を確保するため、制度の一層の徹底を促す。

推進項目 1 3	事務の簡素合理化の推進及び時間外勤務の縮減
実施内容	職員一人ひとりが業務の効率的な遂行を心掛け、事務処理のマニュアル化を図るなど、時間外勤務の縮減に努める。
目標値	各職員の時間外勤務時間数について、週10時間、月30時間を超えない。

（5）休暇の取得の促進

推進項目 1 4	年次有給休暇・連続休暇の取得促進
実施内容	年次有給休暇の取得目標日数を14日以上とし、取得促進を図る。特にゴールデンウィーク期間及び夏季休暇期間において、年次有給休暇を組み合わせた連続休暇の取得を促し、職員の活力の向上を図るとともに、子どもとのふれあいの時間を増やす。
目標値	年次有給休暇の平均取得日数 14日以上 夏季休暇取得率 100%

推進項目 1 5	子どもの看護のための特別休暇の取得促進
実施内容	子どもの看護を行うための「子の看護休暇」について、その制度の周知を図り、取得を促進する。
関係する制度	<p>子どもの看護を行うための特別休暇（概要）</p> <p>① 負傷又は疾病により小学校就学前の子の看護を行うため</p>

	<p>勤務しないことが相当と認められる場合に、年5日（養育する小学校就学前の子が2人以上の場合は10日）まで認められる特別休暇</p> <p>② 負傷又は疾病は、その程度や特定の症状に限るものではなく、風邪、発熱等を含めてあらゆる状態が含まれる。 健康診断や予防接種を受けるときに付き添う場合も対象となる。</p>
--	---

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

推進項目 16	子育てをしている職員の職場環境や周囲の職員の意識向上
実施内容	「子どもの病気よりも仕事を優先すべき」というような職場優先の環境や「子どもの面倒をみるのは母親の仕事」というような固定的な性別による役割分担意識等をなくすための意識啓発を図り、子育てしやすい職場環境をつくる。

(7) 人事評価への反映

推進項目 17	効率的な業務運営等に対する評価制度の構築
実施内容	仕事と生活の調和の推進に資するような効率的な業務運営等に向けて採られた行動については、人事評価への反映を検討する。